離　婚　届

午前・午後　　時　　分　受付

令和　年　月　日　届出

岩手県盛岡市長　殿

受理　令和　年　月　日 第　　号			

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	項目	夫	妻
(1)	（フリガナ） 氏名	氏　名	氏　名
	生年月日	昭和・平成　年　月　日	昭和・平成　年　月　日
	住所 （住民登録をしているところ）	都道府県 番地　番　号 方書	都道府県 番地　番　号 方書
(2)	本籍 （外国人のときは国籍だけを書いてください）	都道府県　番地　番 筆頭者の氏名	
	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合はその他の欄に書いてください）	夫の父 母　　続き柄　男 養父 養母　　続き柄　養子	妻の父 母　　続き柄　女 養父 養母　　続き柄　養女
(3) (4)	離婚の種別	□協議離婚 □調停　年　月　日成立 □審判　年　月　日確定	□和解　年　月　日成立 □請求の認諾　年　月　日認諾 □判決　年　月　日確定
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫 □妻　は　□もとの戸籍にもどる □新しい戸籍をつくる 都道府県　番地　番　筆頭者の氏名	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
(6) (7)	同居の期間	昭和 令和 平成　年　月から（同居を始めたとき）	平成 令和　年　月まで（別居したとき）
(8)	別居する前の住所	都道府県　番地　番　号	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	（国勢調査の年…　令和　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業	妻の職業
	その他		
	届出人署名（※押印は任意）	夫　　印	妻　　印

事件簿番号		住定日	夫　年　月　日	妻　年　月　日

本人確認欄	
夫	□免□パ□個 □在□身 □その他□無 （　　）
妻	□免□パ□個 □在□身 □その他□無 （　　）
通	夫・妻
送	令和　年　月　日
使者	□免□パ□個 □在□身 □その他□無 （　　）
不受理申出確認欄	
夫	有・無（　　）
妻	有・無（　　）

記入の注意

消せるボールペンは使用しないでください

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。修正液や修正テープは使用しないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、１通でさしつかえありません。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1　台湾
2　パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
そのほかに必要なもの　調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書　和解離婚のとき→和解調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書　認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

◎協議離婚のときだけ、証人（成年の方）が２名必要です。必ず自署してもらってください。

証人		
署名（※押印は任意）	印	印
生年月日	昭和・平成　年　月　日	昭和・平成　年　月　日
住所	都道府県 番地　番　号 方書	都道府県 番地　番　号 方書
本籍	都道府県 番地　番	都道府県 番地　番

―― 住民異動届について ――

住所がかわる人は、別に住民異動届（転入届、転居届、世帯変更届など）の手続きが必要となります。
離婚届と同時に住民異動届を出すときは、「住所欄」に新住所、新世帯主を記入してください。
市外からの転入の人は、旧住所地からの転出証明書を御持参ください。
なお、閉庁日（土・日曜日・祝日等）や時間外は住民異動届の受付はできませんので後日届出願います。
離婚により市内間で住所変更された人及び氏が変わる人が、国民健康保険の被保険者であるときは、国民健康保険証をご持参ください。

→父母が死亡している場合でも記入してください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→**今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください**（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□面会交流について取決めをしている。
□まだ決めていない。
（面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。）

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
□養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法：（□公正証書　□それ以外）
□まだ決めていない。
（養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。）

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ＆A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省　離婚　　法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター（法テラス）では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374　【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

→**必ず本人が署名してください。**

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

◎連絡先（日中に必ず連絡のつくところを書いてください）

夫	妻
電話（　　）	電話（　　）
自宅・携帯・勤務先	自宅・携帯・勤務先